

ひかり レスキュー利用規約

第1章 総則

第1条 （規約の適用）

株式会社ティーガイア（以下、「当社」といいます。）は、ひかりレスキュー利用規約（以下、「本規約」といいます。）に基づきひかりレスキュー（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条 （定義）

本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	本サービスの契約者
申込者	本サービスを申し込む者
自営端末機器	契約者が本サービスを利用するため用意する端末機器のうち当社が契約者に対して販売した機器。
通信機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）で定める種類の端末設備の機器
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下、「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者、又は事業法第16条第1項の届出を行った者
携帯電話事業者	当社と直接又は間接にワイヤレスデータ通信及び回線交換サービスの提供に係る相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者
協定事業者	当社と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者
無線基地局設備	通信機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
契約者回線	無線基地局設備と契約者が指定する通信機器との間に設定される電気通信回線
ワイヤレスデータ通信	携帯電話事業者が提供する無線データ通信パケット交換方式により符号の伝送を行うためのもの
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令

	の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 及び同法に関する法令の規定に 基づき課税される地方消費税の額
--	--

第3条 （規約の変更）

1. 当社は、本規約を、契約者の利益となる場合、あるいは、契約者の不利益となる場合であっても、経済情勢の変動、雇用環境の変化、為替の変動、電気料金、通信料金、サーバの管理費用、その他本サービスの提供に通常必要となる諸費用の額の変動、本サービスに関する法規制や行政指導等の改正や変更、本サービスに代わるサービス提供（当社による場合に限りません。）の有無、天変地異、紛争並びに感染症の流行又はそれに伴う政府の要請に基づく事業内容等の急変等の不可抗力、労働争議の発生、その他本サービスに関する一切の事情に鑑み、本サービスの安定かつ継続的な提供という本規約に基づく取引の目的を達することが困難と判断される場合、変更することがあります。
2. 当社は、前項の変更を行う場合、本規約を変更する旨並びに変更後の規約の内容及び効力発生時期を明示して、契約者に対し、当社ウェブサイトにおける掲載やその他の適切な方法で周知します。

第4条 （権利の譲渡）

契約者は、当社が別途許可している場合を除き、契約者が本規約に基づいて提供される本サービスに係る権利を第三者に譲渡することはできないものとします。なお、契約者が本条に反して本サービスに係る権利を無断で第三者に譲渡した場合には、当社は本サービスに係る契約者との契約の一切を解除することができるものとします。

第5条 （契約の単位）

当社は本サービス毎に、本規約に基づき締結するものとします。この場合、契約者は一契約について一人に限られるものとします。

第 6 条 （契約者の地位の継承）

1. 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出て頂きます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継し

た者う

ちの1人を代表者として取り扱います。

4. 本条第1項の手続きがなされない期間においては、当社は、本サービスの提供を行わないことがあります。

第7条 (契約者の氏名等の変更の届出)

1. 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先電話番号、電子メールアドレス又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
2. 前項に定める変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3. 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第2章 サービス・提供条件

第8条 (本サービスの利用目的)

本サービスは光回線故障時のバックアップを目的としたサービスとなります。

第9条 (本サービスの申込)

本サービスの申込を希望する者（以下、「申込者」といいます。）は、本規約の内容に同意の上、当社所定の手続きに従って本サービスの利用申込を行うものとします。

第10条 (申込の承諾)

1. 当社は、第9条（本サービスの申込）があったときは、受け付けた順序に従って承諾するものとします。ただし、当社の業務遂行上支障があるときは、この限りではありません。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、申込者が次の各号で定める事由に該当する場合は、当該申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかである場合
 - (2) 申込以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがある場合
 - (3) 申込者が第33条（契約解除）第1項各号の事由に該当する場合

- (4) 申込に当たり虚偽の内容を届け出た場合
- (5) 第 41 条（禁止事項）に定める行為をするおそれがある場合、又は第 46 条（反社会的勢力の排除）に定める反社会勢力に該当すると当社が判断した場合
- (6) その他当社が本サービスの契約者として適当でないと判断した場合

第 11 条（申込内容の変更）

1. 契約者が契約している申込内容の変更を行う場合は、当社所定の手続きに従って、本サービスの申込変更を行うものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が次の各号で定める事由に該当する場合は、当該申込変更を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかである場合
 - (2) 申込以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがある場合
 - (3) 申込者が第 33 条（契約解除）第 1 項各号の事由に該当する場合
 - (4) 申込に当たり虚偽の内容を届け出た場合
 - (5) 第 41 条（禁止事項）に定める行為をするおそれがある場合、又は第 46 条（反社会的勢力の排除）に定める反社会勢力に該当すると当社が判断した場合
 - (6) その他当社が本サービスの契約者として適当でないと判断した場合
3. 契約者である法人の合併又は会社分割により契約者の地位が承継された場合は、当該地位を承継した者は、当社に対して速やかに契約者の契約上の地位の承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出る必要があります。
4. 前各項の届け出がなかったことで契約者が当社からの通知が到達しなかったことにより生じた損害及び通信不能の不利益を被ったとしても、当社は一切その責を負わないものとします。またその通知は契約者に不到達であっても、通常その到達すべきときに契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。

第 12 条（解約）

5. 本サービスの解約を希望する契約者は、当社の指定する方法で、事前に当社に対して解約の申込を通知することにより、利用契約を解約できるものとします。
6. 契約者が前項の通知を怠った場合、契約者は当社に対し利用契約終了の旨を主張することはできないものとします。

第 13 条（自営端末設備）

7. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備については、事業法及び電波法関係法令が定める技術基準（以下、「技術基準」といいます。）に適合するよう契約者が自己の費用と責任において準備及び維持するものとします。

8. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での本サービスの利用をできないものとします。
9. 契約者は、当社より購入した自営端末設備を当社に提示した利用場所に限定して利用できるものとし、その他の場所での利用はできないものとします。
10. 当社は、前項の場合において、契約者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
11. 契約者は、本サービスを利用するに当たっては、自己の責任で、電気通信事業者の任意の電気通信サービスを利用して、自営端末機器を当社のサービスに接続するものとします。
12. 契約者は、自営端末機器について次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 端末機器を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又はその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

第14条（本サービス提供の終了）

1. 当社は、サービスの提供元との契約が終了した場合など、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
2. 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が指定するウェブサイト等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、本条に基づく本サービス提供の終了に関し、契約者に対して責任を負わないものとします。

第3章 通信

第15条（通信区域）

1. 本サービスの日本国内における通信区域については、国内携帯電話事業者の通信区域に準じるものとします。本サービスは接続されている自営端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り提供することができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2. 携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定若しくは携帯電話事業者又は協定事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づき、接続までに時間を要する若しくは制限することがあります。
3. 技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
4. 前各項の場合、契約者は当社に対し、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできないものとします。

第 16 条 （本サービスの通信利用制限）

1. 前条の規定による場合の他、当社は通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う為、事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社、協定事業者又は携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。
3. 当社は、一定期間における通信時間が当社の定める時間を超過した場合、従量課金にて、その通信を継続させるものとします。
4. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、帯域を継続的かつ大量に占有する通信及び長期間の利用が認められた場合について停止することがあります。
5. 本条に基づき通信時間等の制限、通信の停止が行われる場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによる一切の損害賠償も請求することはできません。
6. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

第 17 条 （通信速度等）

7. 当社が本サービスに定める通信速度は、ベストエフォート方式を採用しています。
8. 契約者は、本サービスにおける通信速度が実際の通信速度を示すものではなく、接続状況、契約者が使用する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることをあらかじめ承諾するものとします。
9. 当社は、本サービスにおける通信速度について、一切の保証を行わないものとします。

10. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損又は滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第 18 条 （保証の限界）

11. 当社は、通信の利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証することはできません。
12. 契約者は、インターネット及びコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準及びネットワーク自体が高度に複雑であること等に鑑みて、現在の一般的技術水準をもっては、当社が本サービスについて契約の内容に適合することを必ずしも保証することができないことについてあらかじめ承諾するものとします。

第 19 条 （位置情報の送出）

13. 携帯電話事業者又は協定事業者がワイヤレスデータ通信に係る当社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその当社に係る電気通信設備から携帯事業者が別に定める方法により位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下本条において同じとします。）の要求があったときは、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
14. 当社は、前項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

第 20 条 （通信の秘密の保護）

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用又は保存します。

第4章 料金

第 21 条 （料金）

1. 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、手続に関する料金等、別途当社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者は本条の料金について支払う義務を負うものとします。
2. 料金は、課金開始月から本サービスを提供した最終利用月までの期間のサービスについて発生します。
3. 料金は毎月 1 日より課金が発生するものとして算定します。本サービス開始日が月の途中である場合においても 1 ヶ月分の料金が発生するものとします。

4. 本サービス解約日が月の途中であっても1ヶ月分の料金が発生し、日割り計算は行わないものとします。

第22条（料金の計算方法）

1. 料金の計算方法は別途当社が定める料金表に定めるところによります。
2. 当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第23条（料金の支払い方法）

契約者は利用料金の支払いについて請求書にて、所定の手続きに従って各必要事項について登録、申請を実施するものとします。

第24条（基本利用料の支払義務）

3. 契約者は、契約開始日から起算して契約の解約があった日までの期間（契約開始日と解約申込があった日が同一の日である場合は、その日とします。）について、料金表に規定する基本利用料の支払いを要します。
4. 前項の期間において、利用の一時中断及び契約の解除等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料の支払いは、以下によります。
 - (1) 第35条（利用の一時中断）の規定により、本サービスの利用の一時中断があった場合、その期間中の利用料金の支払を要します。

第25条（端末初期登録料の支払義務）

契約者は、当社に本サービスの申込を行い、その承諾を受けたときは、当社に端末初期登録料を支払うものとします。

第26条（ユニバーサルサービス料の支払）

当社は、本サービスにおいてユニバーサルサービス料を請求いたしません。

第27条（消費税相当の加算）

第24条（基本利用料の支払義務）の規定その他本規約の規定により定められている料金の支払い額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第28条（料金の再請求）

当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払

がない場合には、料金の再請求をするものとします。

第 29 条 （料金の一括後払）

当社は当社に特別の事情がある場合は、2 ヶ月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 30 条 （割増金）

契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第 31 条 （延滞利息）

契約者は、本サービスにかかわる利用料金について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払いが行われた前日までの日数で遅延金額を年率、14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算した額を延滞利息として当社が別途指定する方法で当社に支払うものとします。なお、遅延金額を計算した結果、1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

第 32 条 （期限の利益喪失）

5. 以下の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、契約者は、本規約に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合
- (2) 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申し立てがあった場合
- (3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申し立てがあった場合、又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があった場合
- (5) 契約者の所在が不明である場合
- (6) 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認める場合

6. 契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに当社に通知するものとします。

7. 契約者は、本条第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当した場合は、当社は本規約に基づく料金その他の債務の全てについて請求することがあることをあらかじめ同意する

ものとします。

第5章 提供の中断、一時中断、契約解除

第 33 条 （契約解除）

1. 当社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することがあります。
 - (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（当社が定める方法による支払いのない場合、及び、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できない場合を含みます。以下、本条において同じとします。）
 - (2) 本サービスに関する申込について、申込の内容が事実と反することが判明した場合 契約者が当社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更に係る届出を怠った場合、又は、届出られた内容が事実と反することが判明した場合
 - (3) 当社の業務又は本サービスに係る電気通信設備に支障を及ぼし、又は故障を及ぼすおそれのある行為が行われた場合
 - (4) 本サービスが他の契約者に重大な支障を与える状態で使用された場合
 - (5) 本サービスが違法な状態で使用された場合
 - (6) 契約者が第 8 条（本サービスの利用目的）の利用目的以外の利用を行った場合
 - (7) 第 41 条（禁止事項）の規定に違反したと当社が認めた場合
 - (8) 前各号のほか、本規約の定めに違反する行為が行われた場合
1. 当社は前項の規定に基づき本サービスの契約を解除する場合、原則としてそのことを契約者に通知するものとします。
2. 当社は、前 1 項に基づく契約の解除による、一切の損害賠償の責を負わないものとします。

第 34 条 （サービスの中止等）

3. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、事業法第 8 条で定める重要通信を確保するために、契約者に事前に通知することなく、契約者に対する本サービスの全部又は一部を中止する措置をとることができるものとします。
4. 当社は、前項にて定める法律上の要請の如何にかかわらず、天災、事変、その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、当社のシステムの保守を定期的に若しくは緊急に行う場合、又は当社が設置する電気通信設備等の障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社の判断により本サービスの提供の全部又は一部を中止するこ

とができるものとします。

5. 当社は、営業上、技術上その他の理由により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

第 35 条 （利用の一時中断）

6. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
 - (1) 当社又は協定事業者若しくは携帯電話事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) 第 16 条（本サービスの通信利用制限）により通信利用を制限するとき
 - (3) 携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき
7. 当社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償又は本サービスの料金の全部又は一部のご返金はいたしません。

第6章 損害賠償

第 36 条 （責任の制限）

当社は、当社の責に帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかった場合は、本サービスが全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信において著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して 72 時間以上その状態が連続した場合に限り、契約者に対する損害賠償の責を負うこととします。

第 37 条 （免責）

1. 本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変更又は消失したことにより生じた契約者に対する当社の損害賠償責任の範囲は、契約者に直接かつ現実に被った通常の損害を上限として賠償するものとし、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害（特別損害）及び逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合はこの限りではありません。
2. 当社は、本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、自営端末設備等の改造又は変更（以下、本条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。
3. 本規約のいかなる規定にもかかわらず、本条の規定は、当社が本規約に基づいて負う損

害賠償責任の全てを定めるものとします。

第7章 保守

第 38 条（契約者の維持責任）

1. 契約者は、自営端末機器を、当社の定める技術基準及び技術的条件に適合するよう維持するものとします。
2. 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末機器（移動無線装置に限ります。）を無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持するものとします。
3. 本サービスの利用に関して契約者に ID 及びパスワードが付与される場合、契約者は ID 及びパスワードを管理する責任を負うものとします。
4. 契約者は、当社より付与された ID 及びパスワードを第三者に貸与させてはならないものとします。ただし、契約者が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）である場合であって、当社が定める方法により契約者から当社に対し事前に書面による通知を行い、当社が承諾した場合は、この限りではありません。
5. 契約者は、契約者の ID 及びパスワードにより本サービスが利用された場合（機器又はネットワークの接続・設定により契約者自身に関与しなくとも ID 及びパスワードの自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます。）には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなします。
6. 当社は、ID 及びパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負わないものとします。

第 39 条（購入した自営端末機器の補償）

1. 当社は、契約者が購入した自営端末機器が故障している場合、契約者より通知を受けた日が契約開始日より 1 年以内であれば無償で自営端末機器の交換を行うものとします。ただし、故障が契約者の故意・過失によるものの場合はこの限りではありません。
2. 自営端末機器の補償の条件は以下の通りとします。
 - （1） 水濡れ、その他偶然の事故による対象機器の全損又は一部の破損 ・対象機器の自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用状態のもとで、発生した故障）
 - （2） 対象機器の自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用状態のもとで、発生した故障）については、購入から 1 年以内は無償補償対象（無償補償とはご購入時に添付されていた補償書による補償をさします）として 扱

います。 端末保証期間延伸サービス申込みの場合、1 年目以降は端末保証期間延伸サービスの対象範囲として、補償対象期間終了まで補償対象として扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、以下に該当する場合は端末機器の補償を受けることができないものとする。

- (1) 補償請求事由が補償対象期間外に発生したものであるとき
- (2) 補償のお申し込みが第 41 条に定める禁止事項のいずれかに該当するとき
- (3) 補償請求事由対象が機器の消耗、変質、変色等による損害であるとき
- (4) 補償請求事由が、対象機器の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で対象機器

の機能に影響が生じていないものであるとき

- (5) 対象機器が加工、改造、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブルを含む）さ

れたもの、又は当社が承諾していない修理等の作業をおこなったとき

- (6) 補償請求事由が対象機器の誤使用により生じたものであるとき
- (7) 補償請求事由が対象機器に保存されていた電子データの消去による損害であるとき
- (8) 補償請求事由がコンピューターウィルスによる障害に起因するものであるとき
- (9) 補償請求事由が契約者若しくは契約者より正当な権限を与えられた対象機器の使用者の故意又は重大な過失により発生したものであるとき
- (10) 補償請求事由が地震、噴火、津波、河川の氾濫及び流出による洪水等の自然災害により発生したものであるとき
- (11) 補償請求事由が戦争、暴動又はテロにより発生したものであるとき
- (12) 補償請求事由が差押え等の国又は地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき
- (13) 補償請求事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき
- (14) 補償請求事由が対盗難、詐欺、横領、紛失・置忘れによる損害であるとき
- (15) 日本国外で発生した事故
- (16) 別途定める無償修理補償書で補償対象外としている事由

4. 本サービスは、対象機器の紛失等に起因する対象機器の第三者の不正使用によって契約者又は第三者に生じる損害を補償するものではありません。

第8章 雑則

第 40 条 （情報の収集と利用）

1. 当社は、本サービスに関し、取得、保持した情報を以下に定める目的に従って利用する場合があります。
 - (1) 当社サービスの利便性向上、品質改善又は利用者に対するサービス、技術の提供のため
 - (2) 端末の最新バージョン提供のため
 - (3) 利用者からの問い合わせへの対応及び当社サービスの利用に関する手続きのご案内や情報の提供等のカスタマーサポートのため
 - (4) 利用状況の分析、効果測定、その他各種マーケティング調査及び分析を行うため
 - (5) 当社が提供する特典の適用の有無を識別するため
 - (6) その他、当社サービスの提供に必要な業務のため
2. 契約者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用する場合、契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、当社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第 41 条 （禁止事項）

契約者は本サービスを利用するに当たり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を著しく毀損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待に当たる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結び付く、若しくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為、貸金業を営む登録を受けずに金銭の貸し付けの広告を行う行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用し得る情報を改ざんし、又は消去する行為
- (9) 自己の ID 情報を他人と共有し、又は他者が共有し得る状態に置く行為
- (10) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）
- (11) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット、SMS 等を含みます。）において、その管理者の意向に反する内容又は様態で、宣伝その他の書き込みをする行為

- (13) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
- (14) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造殺人、脅迫等）を請負し、仲介又は誘引（他人に依頼することを含む。）する行為
- (17) 人の殺人現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (19) 犯罪や違法行為に結び付く、又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (20) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (21) 他人の施設、設備若しくは機器に権限なくアクセスする行為
- (22) 他人が管理するサーバ等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
- (23) その行為が前各号のいずれかに該当する事を知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る行為
- (24) 利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
- (25) 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為
- (26) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイアリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘等を行う行為
- (27) 自動ダイアリングシステムを用い又は合成音声通信若しくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為
- (28) 位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (29) その他、法令若しくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
- (30) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為

第 42 条 （契約者の責任）

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為

(契約者による利用又は行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下同様とします。) 及びその結果について、一切の責任を負うものとします。

2. 契約者は、本サービスの利用に伴い他者に対して損害を与えた場合又は他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 契約者は、他者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、契約者が故意又は過失により当社に損害を与えたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。
5. 契約者は、本サービスを経由して、当社以外の第三者のコンピュータやネットワーク（以下、「他者ネットワーク」といいます。）を利用する場合において、その管理者から当該他者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従うとともに、他者ネットワークを利用して第 41 条（禁止事項）各号に該当する行為を行わないものとします。
6. 当社は、本サービス経由による他者ネットワークの利用に関し、一切の責任を負わないものとします。
7. 契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任は全て契約者が負うものとします。当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第 43 条 （他の電気通信事業者への情報の通知）

契約者は、料金その他の債務の支払いをしない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り）を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 44 条 （個人情報の取り扱い）

8. 当社が、契約者から取得する個人情報及び本サービスの履行に際して知り得た契約者に関する情報（以下、「個人情報」といいます。）は、当社プライバシーポリシーに基づき、必要な範囲で取り扱うものとし、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者に開示しないものとします。
 - (1) 回線故障や復旧した際の通知メールを送付する場合
 - (2) 法令により開示が求められた場合

- (3) 裁判官より令状が発行され、当該利用者の個人情報の提示を求められた場合
 - (4) 生命、身体及び財産等に対して差し迫った危険があり、緊急と判断した場合
 - (5) その他、任意に利用者等の承諾を得た上で個人情報を利用する場合
9. 契約者の利用状況は個人の特定ができないような統計的情報として加工すること、又は契約者本人の同意を得ることを条件に、当社及び協定事業者の用に供し又は第三者に提供することがあります。
10. 契約者は本サービスの適切な運用のため、協定事業者及び運送会社等委託先会社との間で、契約者の個人情報及びお客様情報等の授受を行うことを承諾するものとします。

第 45 条（通信の秘密の保護）

11. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、事業法第 4 条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様（統計情報への編集・加工を含みます）においてのみ、使用又は保存します。
12. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による搜索）その他同法又は通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分、命令、法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
13. 契約者による本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は取引先等に情報を開示することができ、その限りにおいて前 1 項の守秘義務を負わないものとします。
14. 当社は、契約者が第 8 章第 41 条（禁止事項）各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合、又は、当社の当該妨害行為への対応として通信の秘密に属する情報の一部を提供することが、正当防衛又は緊急避難に該当すると客観的かつ合理的に判断し得る場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を妨害阻止のために必要な相手に提供することができます。

第 46 条（反社会的勢力の排除）

15. 契約者は、本契約締結時及び締結後において、自らが暴力団又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けてないことを表明し、保証するものとします。
16. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社は何ら催告することなく本契約を解除することができるものとします。
- (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有していること
 - (6) 自ら又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、本契約の解除により当社が被った損害を賠償する責任を負うものとし、また、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 47 条 （利用に係る契約者の義務）

契約者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に定める条件を満たしているものとします。ただし、当該条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスを提供できない場合があります。

- (1) サービス対象機器が、インターネット回線に接続できること
- (2) 契約者自身による本サービスの利用申込であること
- (3) 本サービスの提供を受ける時点で、インターネット接続サービス事業者が提供するインターネット接続サービスメニュー等が、利用可能な状態となっていること

第 48 条 （分離条項）

本規約のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効又は実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

第 49 条 （合意管轄）

本規約若しくは本サービスに関する紛争又は本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

第 50 条 （準拠法）

本規約及びこれに基づく契約者と当社との関係における準拠法は日本法とします。

（2025 年 12 月 1 日制定実施）